

10 福祉給付（手当、福祉金等）

名 称	目 的	準拠法	施行年月日	要 件	制 限
児 童 手 当	児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資する。	児童手当法の一部を改正する法律	H24.4.1	15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育していること。	令和4年10月支給分から所得上限限度額以上の場合は支給されない
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と、自立の促進に寄与すると共に児童福祉の増進を図る。	児童扶養手当法（国）	S37.1.1	次のいずれかに該当する18歳（誕生日後の3月31日までの間を含む）の子、又は20歳未満の障がい児を監護する父母等 1 父母が婚姻解消 2 父又は母が死亡又は生死不明の児童 3 父又は母が重度の障がいの状態にある児童 4 父又は母が引き続き1年以上拘禁、又は遺棄されている児童 5 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 6 母が婚姻によらないで懐胎した児童	1 支給対象児童が施設入所及び里親に委託されている場合は支給されない 2 所得制限あり 3 公的年金の額が児童扶養手当の額より低い場合は、その差額を併給できる
特 別 児 童 扶 養 手 当	精神又は身体に重度の障がいを持つ児童を養育する保護者に手当を支給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（国）	S39.9.1	次に該当する20歳未満の障がい児を家庭で監護、養育する父母等 療育手帳A1、A2、B1程度 身体障害者手帳1～4級程度	1 支給対象児が施設入所の場合は支給されない 2 所得制限あり
特 別 障 害 者 手 当	在宅の障がい者に対し、著しく重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減の一助として手当を支給することにより福祉の増進を図る。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（国）	S61.4.1	20歳以上で、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障がい者（1級程度の障害重複か同程度以上の者）	1 所得制限あり 2 公的年金と併給できる
障 害 手 当 福 祉 手 当	在宅の重度の障がい児に対し、その障がいによって生ずる特別な負担の軽減の一助として手当を支給することにより福祉の増進を図る。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（国）	S61.4.1	20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする在宅重度障がい児	1 所得制限あり 2 障害年金等とは併給できない
福 祉 手 当 （ 経 過 措 置 ）	従来福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受給できない者の救済措置	国民年金法等の一部を改正する法律（国）	S61.4.1	昭和61年3月31日現在において20歳以上の福祉手当受給者で障害基礎年金、特別障害者手当の支給を受けられない者	所得制限あり

申請先	申請に必要なもの	給付内容	給付方法	支払時期	5年度実績
こども福祉課 支所・出張所	1 請求者の健康保険被保険者証のコピー 2 請求者の口座情報	3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生 月額10,000円 所得制限限度額以上所得上限限度額未満の者 一律月額5,000円 (令和4年10月支給分から、特例給付の所得上限額を超えた場合は支給対象外) 申請月の翌月から支給 公務員は勤務先から支給 独立行政法人、国立大学法人は市から支給	口座振込	6月、10月、2月 (各支払月の前月分まで) 15日	15,892人
こども福祉課 西部福祉課	1 戸籍謄本 2 口座情報 3 年金手帳 4 身体障害者手帳又は療育手帳・診断書(父又は母が障害者) 5 その他申立書 6 マイナンバー	1人目 月額 全部支給 45,500円 一部支給 45,490円～ 10,740円 2人目加算月額 全部支給 10,750円 一部支給 10,740円～ 5,380円 3人目以降加算月額 全部支給 6,450円 一部支給 6,440円～ 3,230円	口座振込	奇数月 (各支給月の前月分まで) 11日	1,560人
	1 戸籍謄本 2 預金通帳 3 身体障害者手帳又は療育手帳、診断書 4 マイナンバー	1級 月額 55,350円 2級 月額 36,860円	口座振込	4月・8月は支給月の前月分まで 11月は当月分まで 11日	984人
障がい福祉課	1 印鑑 2 身障手帳又は療育手帳、診断書 3 年金証書等 4 預金通帳	月額 28,840円	口座振込	2月、5月、8月、11月 (各支給月の前月分まで) 10日	300人
こども福祉課 西部福祉課	1 身障手帳又は療育手帳、診断書 2 年金証書 3 預金通帳	月額 15,690円	口座振込	2月、5月、8月、11月 (各支払月の前月分まで) 10日	102人
障がい福祉課					2人

名 称	目 的	準拠法	施行年月日	要 件	制 限
交通災害遺児見舞金			H27.4.1		
交通及び災害遺児等福祉金	18歳未満の児童で交通事故又は自然災害、労働災害等により父又は母を失った遺児等の福祉の増進を図る。	交通及び災害遺児等福祉金条例(市)	S46.4.1	1 交通事故等により父又は母が死亡した児童 2 父又は母が交通災害等の事故による障がい者(身障手帳1級程度)となった児童	事故等の発生した月の初日前6ヵ月から引き続いて本市に住所を有する人
心身障害者福祉手当	心身に障がいのある人に手当を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図る。	心身障害者福祉手当条例(市)	S48.4.1	20歳以上の在宅者で身障手帳1級の人、療育手帳Aの人、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人	11月1日現在で松本市に住所のある住民税非課税の人 なお、施設に入所されている人、国の特別障害者手当・福祉手当を受給している人は除く
高齢者介護手	重度の要介護高齢者を家庭で介護している者及びその家族の福祉の増進を図る。	高齢者介護手当条例(市)	H14.4.1	重度の要介護者(65歳以上の要介護3~5)を在宅で介護している介護者で、次に該当する方 1 基準日(5月1日、11月1日)前1年間又は前年の基準日から死亡日までの間に、要介護3以上の状態の要介護者を在宅で介護した期間が、通算して180日以上の場合 2 前年の基準日から死亡日までの間に、要介護3以上の状態の要介護者を在宅で介護した期間が、通算して90日以上180日未満の場合(平成24年4月1日から適用)	1 重度の要介護者とは、基準日又は死亡日前1年間に、要介護3以上の状態が通算して180日以上ある人 2 介護者とは、基準日に市内に居住している親族等で、要介護者と同居している人

申請先	申請に必要なもの	給付内容	給付方法	支払方法	5年度実績	
市社会福祉協議会		一時金 1人 150,000円	現金支給	随時 (1回のみ)	0件	
こども福祉課	1 戸籍謄本 2 交通災害等の事故証明書 3 身体障害者手帳又は精神障害者手帳 4 障害を理由とする年金の証書 5 遺児等又は保護者の通帳	申請時児童1人当り (一時金) 55,000円	口座振込			1人
		年額 1人 60,000円 〔一定所得税以上の場合〕 50,000円			3月	22人
		小中学校入学等一時金 〔満6歳及び満12歳の遺児〕 100,000円		4月	3人	
障がい福祉課 西部福祉課	1 印鑑 2 身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 3 預金通帳	年額 33,000円	口座振込	12月	4,325人	
高齢福祉課	1 介護者名義の預金通帳	1 在宅介護期間180日以上の場合、年額60,000円 2 死亡の場合で在宅介護期間が90日以上180日未満の場合、年額30,000円	口座振込	6月 12月	要介護5 226人 (内死亡の場合 13人) 要介護4 383人 (内死亡の場合 21人) 要介護3 644人 (内死亡の場合24人) 計 1,253人	

名 称	目 的	準拠法	施行年月日	要 件	制 限
外国人高齢者特別給付金	制度上無年金になっている外国人高齢者に対して特別給付金を支給することにより外国人高齢者の福祉の増進を図る。	外国人高齢者特別給付金支給要綱(市)	H7.4.1	1 大正15年4月1日以前生まれの人 2 永住者又は特別永住者としての在留資格のある人 3 厚生年金等その他の年金を受給していない人	1 松本市に1年以上住民登録のある人 2 本人、配偶者、扶養義務者に所得制限あり 3 生活保護を受けているとき、老人ホーム等に入所しているときは支給しない
外国人心身障害者特別給付金	制度上無年金になっている外国人心身障害者に対して特別給付金を支給することにより外国人心身障害者の福祉の増進を図る。	外国人心身障害者特別給付金支給要綱(市)	H7.4.1	1 昭和37年1月1日以前に生まれた人 2 昭和57年1月1日以前に心身障害者であった人等 3 身体障害者手帳1・2級療育手帳Aの人 4 永住者又は特別永住者としての在留資格のある人 5 障害年金等を受給していない人	1 松本市に1年以上住民登録のある人 2 本人の所得制限あり 3 生活保護を受けているとき、老人ホーム等に入所しているときは支給しない
敬老祝金	高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表し祝金を支給する。	敬老祝金条例(市)	S48.4.1	毎年9月1日現在市内に居住している人で、当該年度中に88歳、100歳に達する人	

申請先	申請に必要なもの	給付内容	給付方法	支払方法	5年度実績
高齢福祉課	1 在留カード又は特別永住者証明書 2 本人の所得証明書 3 配偶者又は扶養義務者の所得証明書 4 本人名義の預金通帳	月額 10,000円	口座振込	7月 11月 3月	0人
障がい福祉課	1 印鑑 2 在留カード又は特別永住者証明書 3 身体障害者手帳、療育手帳 4 本人の所得証明書 5 本人名義の預金通帳	年額 240,000円			0人
高齢福祉課	住民基本台帳から拾い出し(電算処理による)	88歳 10,000円 100歳 30,000円	民生委員に依頼 市長等	9月	88歳 1,525人 100歳 122人